

基山町農業委員会会議録

平成30年8月1日委員会会長は、委員を基山町役場201会議室に招集し
委員会議を開催する。

出席者 13名

欠席者 1名

番 委 員	委 員 氏 名	出 欠	番 委 員	委 員 氏 名	出 欠
1	大 村 廣	出席	8	大 久 保 敏 幸	出席
2	水 田 久 男	出席	9	簗 原 茂 行	出席
3	藤 田 俊 一	出席	10	茂 木 清 三 郎	出席
4	木 原 秀 樹	出席	11	坂 本 勇 一	出席
5	熊 本 富 雄	出席	園部	権 藤 嘉 徳	欠席
6	井 上 忠 雄	出席	宮浦	吉 田 猛	出席
7	酒 井 敏 幸	出席	長野・小倉	舟 木 壽	出席

本会の書記 上 田 智 子

審 議 事 項

第15号議案	農地法第5条の規定による許可申請	1件
第16号議案	農業経営基盤強化促進法の規定による申出	1件
報告第13号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出受理報告	4件
その他	農地法第3条第2項第5号の下限面積の見直しについて（案）	

審議開始 9時00分

審議終了 10時05分

平成30年8月農業委員会議事録

会 長 あいさつ

議 長

只今から、平成30年第8回定例農業委員会を開催します。本日の会議録署名人は、5番委員と6番委員にお願いします。

早速、審議に入ります。第15号議案農地法第5条の規定による許可申請があったので認定を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局

第15号議案朗読

この件につきましては、事業拡張のため農地を転用されるものです。申請理由につきましては、従業員の車や車検等のための代車を2キロほど離れた場所に駐車していますが、従業員の送迎や代車の移動も効率が悪く、安全の面からも大きな負担となり社屋に隣接した駐車場を確保するために申請するものです。

申請地は、地元や農地所有者の同意もあり、周辺の農地に及ぼす影響は軽微であり、適地と考えます。

また、申請に際し、排水同意及び隣接農地の承諾は取れております。

場所は、(有)飛松自動車に隣接した農地です。なお、これは調整区域の農地転用ですので、県に進達いたします。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、第15号議案について何かご意見はありませんか。

3番議員

圃場は長く耕作されていませんが草刈はしています。周囲の影響もなく問題ないと思われます。

議 長

他に意見はありませんか。ないようでしたら第15号議案は認定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第15号議案は、全員一致で認定します。

次に、第16号議案農業経営基盤強化促進法の規定による申出があったので計画の決定を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局

第16号議案朗読

この件は、貸し手の経営権の継承のため、使用賃借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、6区けやき台北側下り基山パーキングの西側の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

8番委員

借り手は現在、町外に住んでいますがいずれは町内に居住する予定です。問題ないと思われます。

議 長

他に意見はありませんか。ないようでしたら第16号議案は計画を認定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第16号議案は、全員一致で認定します。

次に、報告第13号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用について届出があったので受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局

隣接した圃場ですので一緒に説明します。

報告第13号議案1・2番朗読

この件につきましては、市街化区域の農地ですので、平成30年7月5日付けで受理通知書を送付しております。場所は、牛会・八並線の山下川橋付近の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

2 番委員

周辺は住宅街ですので、問題ないと思われます。

議 長

他に意見はありませんか。ないようでしたら報告第13号1・2番を終わります。次に報告第13号3番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第13号議案3番朗読

この件につきましては、市街化区域の農地ですので、平成30年7月20日付けで受理通知書を送付しております。場所は、国道3号線沿いの弥生が丘交差点の少し基山よりの圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

9 番委員

周辺は住宅街ですので、問題ないと思われます。

議 長

他に意見はありませんか。ないようでしたら報告第13号3番を終わります。次に報告第13号4番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第13号議案4番朗読

この件につきましては、市街化区域の農地ですので、平成30年7月24日付けで受理通知書を送付しております。場所は、玉虫ニュータウン団地の中の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

11 番委員

周辺は住宅街ですので、問題ないと思われます。

議 長

他に意見はありませんか。ないようでしたら報告第13号4番を終わります。
次にその他(1)について、農地法第3条第2項第5号の下限面積の見直しについて事務局から説明をお願いします。

事務局

その他(1)説明

議 長

只今事務局より説明がありましたが、みなさんから何か意見ありませんか。

8番委員

現在、3反要件として浸透しているので、変更したら混乱すると思いますので下限面積は30aで問題ないと思います。

議 長

只今事務局より説明がありましたが、みなさんから何か意見ありませんか。
他になければ以上、本日の議題等が終了しましたが、全体を通して何かご意見はございませんか。

これで本日すべての審議が終了しましたので、これをもちまして、本日の農業委員会を閉会します。

平成30年8月1日

署名人

議 長

委 員

委 員